

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、会社Aに雇用され、B県C市所在の同社C営業所において〇集荷スタッフとして就労していたところ、平成〇年〇月〇日、軽自動車を運転して検体集荷中、同市内の国道上において後続の普通自動車に追突された（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件事故の翌日、D病院に受診し「頸椎捻挫、背部痛、背部打撲傷」と診断され、同年〇月〇日、E整形外科に転医し「頸椎捻挫、背部打撲傷」と診断され、以後、F医療センター、G医院、H整骨院に転医し、同様の傷病名で療養を継続したが、同年〇月〇日、I医療センターを受診し、「頸椎捻挫、左胸郭出口症候群、脳脊髄液漏出症」と診断され、治療を継続し、同年平〇月〇日治ゆ（症状固定）とされたが、その後も療養を継続した。

請求人は、本件事故による傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件事故は第三者行為災害であり、本件事故の第二当事者が加入している〇保険会社が休業損害を支給した平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までについては休業特別支給金を支給したものの、同年〇月〇日以降については、「頸椎捻挫」に係る休業を要したのは同年〇月〇日までであるとし、また、

「左胸郭出口症候群」は業務によるものではないとして、「脳脊髄液漏出症」に係る治療については労災保険法の給付対象ではないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求を行い、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をしたが、請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求に及んでいる。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間の休業補償給付の請求に対して、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当なものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、本件事故により発症した傷病は、「頸椎捻挫、左胸郭出口症候群、脳脊髄液漏出症」であり、それらの療養に伴い、平成○年○月○日以降も休業を要した旨主張している。

(2) 頸椎捻挫について

請求人らは、平成○年○月○日までで休業補償給付が打ち切られていること

について、自動車損害賠償責任（以下、「自賠責」という。）保険の判断に基づく決定はおかしいと主張している。

この点、請求人は、平成〇年〇月以降も同年〇月まで、H整骨院において、頸部痛等に対する施術を継続して受けていることが認められる。しかしながら、一般に、事故による頸椎捻挫のために休業を要する期間は、手術を必要とするようなよほどの重症で無い限り長くても数か月程度と考えられる。請求人においては、頸椎捻挫の重症度が長期の休業を要する程度のものであることを示す医学的な根拠は認められないことからすると、当審査会としても、平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分は妥当であると判断する。

(3) 左胸郭出口症候群について

J医師は、平成〇年〇月〇日付け自賠責保険後遺障害診断書において、Morley徴候及びRoss徴候（いずれも胸郭出口症候群の症状を誘発する徒手検査）が左側で陽性である旨記載し、請求人の傷病を左胸郭出口症候群と診断している。これに対し、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「（請求人の）胸郭出口症候群については外傷とは関連は事実上ないと考えられる。」と述べている。

当審査会としては、仮に請求人に左胸郭出口症候群による症状が認められたとしても、それが外傷に起因し手術を要するほどの重症であるとは考えがたいことから、平成〇年〇月〇日以降も休業する必要があるとは認められないと判断する。

(4) 脳脊髄液漏出症について

なお、請求人は、I医療センターにおいて、平成〇年〇月以降、脳脊髄液漏出症に対する入院治療を受けており、同年〇月〇日以降も硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッド・パッチ）の治療を施行していた旨主張するが、上記のとおり、当審査会においては、同年〇月〇日以降について、休業の必要性があったとは認められないと判断するところであり、仮に当該治療を任意に実施していたとしても、上記判断を左右するものではないと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間の休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。